

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

廃棄物対策課

監査結果公表日 平成30年4月2日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和元年10月8日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 現金実査を実施したところ、数年前に郵送にて寄付を受けた現金を、寄付目的が所管業務ではないとして課内の手提げ金庫内で保管していた事例があった。</p> <p>受領した現金は寄付目的の所管課に速やかに引き渡すとともに、所属長は金庫内の保管物を把握し、管理を徹底されたい。</p>	<p>(2) 寄付目的が所管業務ではないとして課内の手提げ金庫内で保管していた現金について、寄付目的の所管課を探しましたが、適切な引受先が見つかりませんでした。そのため、当課にて入金手続を行い、特定の使用目的を持たない一般寄附として、平成31年3月4日に市の歳入としました。</p> <p>また、手提げ金庫内の保管物の把握、管理を徹底するよう改めました。</p>
<p>(3) 清掃総務費の切手類受払簿を査閲したところ、8月以降、月末の所属長による残高等の確認印がなく、また、受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。さらに、7月までの確認印が金額の上に押印されており、確認印であるのか訂正印であるのかわかりにくい状態であった。</p> <p>このような押印では、金額訂正として利</p>	<p>(3) 令和元年度から、切手類については、毎月末に受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致しているか所属長が確認を行い、確認印を押印しております。また、確認印が訂正印であるのかわかりにくい状態にならないよう、金額の上に押さないように改めました。</p>

<p>用されるリスクがあることを十分に認識されたい。また、切手類は金銭等価物であるため、所属長は、受払簿の記載内容と実際の残枚数について確認されたい。</p>	
---	--

危機管理課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和元年 10 月 8 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(3) 対策維持経費の委託料について関係書類を査閲したところ、備品購入費から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。</p> <p>支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。</p>	<p>(3) 防犯カメラ管理経費の手数料について、奈良市安全安心まちづくり推進経費の印刷製本費から流用した際、予算流用通知書の確定日以後に支出負担行為書を起票し、執行しました。予算流用を行う際は、予算流用の確定により予算が定まってから支出事務を進め、適正に処理するよう徹底します。</p>